|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　29年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　水野　明　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第36号議案  藤枝市いじめ問題  対策委員会等  設置条例 | （１）本委員会を設置していじめ問題に対しどう対応するのか  （２）いじめを撲滅は当然としても、本条例で委員会設置の根拠としている「いじめ防止対策法」は下記の点で問題があるとされている。本委員会でどう対応するか。   1. 「いじめっ子」「いじめられっ子」の2者だけの捉え方がされている。いじめは、傍観者、はやし立て、教師など重層的かつ集団の中で起こっている構造的問題であるという点というについて 2. （条例案3条）対策委員会の調査とはどのようなものか。児童の同意を得ないまま、調査を開始する事で更にいじめが陰湿にならないか。まず児童の信頼を得る相談者になり、児童の同意を得て調査すべきではないか 3. いじめられた子へは「支援」とし、いじめた子には「指導」としている点。いじめという「行為」だけに着目し、いじめる子がかかえる家庭や学校生活等の葛藤に対し様々な「支援」がなされていない点 4. 義務教育上での出席停止という厳罰を科している事。こうしたことはいじめを行う子供の鬱屈した心をさらにゆがめるものにならないか。重大事態が起こった際に、市長が調査委員会を設けて調査をする規定が盛り込まれているが、法にあるような処罰を行うのか | |